

保護者様

常陸大宮市役所こども課長

災害時における保育施設等の対応ガイドラインについて

日ごろより、市保育行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

市では、大雨や台風・豪雨などの自然災害発生時の市内各保育施設等の臨時休園や登園自粛要請を行う場合の基準を定めております。

今年5月20日に、国が定める「避難情報に関するガイドライン」が改定されたことに伴い、災害時における保育施設等の対応ガイドラインを改定しました。

以下の点に留意いただき、災害時には対応いただきますようお願いいたします。

1. 住民が取るべき対応について

乳幼児とその支援者は『「警戒レベル3」高齢者等避難』が発令された時点で避難行動をとるべきとされています。

2. 警戒レベル3以上が発令された場合の基準・対応

基準	施設の対応	児童・保護者の対応	
		登園前	登園後
警戒レベル4以上	臨時休園	登園を見合わせてください。	速やかにお迎えに来てください。
警戒レベル3	登園自粛要請 (状況により臨時休園)	できる限り登園を見合わせてください。	できる限り早めにお迎えに来てください。

3. その他

- ・臨時休園や登園自粛要請については、台風の接近など事前に予測できる場合は、前日に臨時休園を決定するなどできるだけ早めの対応を行います。
- ・災害の状況によっては、保護者の判断で安全確保を最優先に行動をお願いします。
- ・施設の区域によってより一層の警戒が必要な場合には、施設として個別の判断を行う場合がありますので、施設の指示に従ってください。